

市議会全員協議会 市長あいさつ

本日は、大変お忙しい中、全員協議会を開催していただき、誠にありがとうございます。

お配りしました資料に基づき、平成24年度に向けての国・県に対する重要要望事項（案）並びに新庁舎建設について、ご説明を申し上げます。

重要要望について

まず、国・県に対する重要要望については、県知事をはじめ関係部局長に対して、7月下旬に要望すべく、現在、県当局と調整を行っております。

今回ご説明させていただく内容は、現段階での要望案であり、最終的には、6月市議会における議員各位のご意見等も踏まえ、庁内で検討を重ね、決定してまいります。

本年度は、東日本大震災を踏まえ、「原子力防災体制の整備について」と「巨大地震等に対する防災体制の整備について」の2項目、並びに「福井県ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業期間延長について」の計3項目を新規要望に加え、全32項目について要望（案）を取りまとめております。

今回の要望にあたりましては、昨年度に改定した市総合計画基本計画に掲げた施策の実現に向け、ハード面の整備はもとより、知事の「福井新々元気宣言」なども踏まえ、全県的に取り組むべき福祉、教育といったソフト面からも幅広く、政策的な要望を行ってまいりたいと考えております。

詳細については、後ほど、西藤企画部長からご説明させていただきます。

新庁舎建設について

続きまして、新庁舎建設についてご説明を申し上げます。

今回は、2月21日と4月20日に開催された全員協議会や3月市議会等でいただいたご質問、さらには各会派との意見交換会でいただいたご質問に対する市の考え方を、「Q&A」として体系的に取りまとめた「新庁舎建設に係る論点整理」、並びに新庁舎建設に係る3つの案について今後、議会に対してどのような手順で議案等をお示しするのかを図示した「各ケースにおいて想定される議案等のスケジュール」を用意させていただきました。

また、5月9日から6月3日まで市内全17地区で開催した「2011地域ミーティング」で出されたご意見を取りまとめた資料も配布させていただいております。

それでは、資料の「各ケースにおいて想定される議案等のスケジュール」についてご説明申し上げます。

新庁舎の建設にあたっては、合併以来この5年半の間、武生と今立の住民の

融和を第一に新市のまちづくりを進めてきたことから、庁舎問題が市民の間に感情的な対立と混乱を招くことのないよう、慎重に合意形成を図っていくことが何より重要であります。

本来ならば十分に時間をかけて議会及び市民との合意形成を図らなければならない市の重要課題であります。本年度より突然、庁舎建設に係る起債制度が大きく変更された結果、事業費全体に合併特例債が活用できることになり、財政的に非常に有利な形で、しかも現在の本市の財政状況においても新庁舎の建設が可能となりました。

しかし、合併から5年半以上経過した本市にとって、合併特例債の発行期限まで残された期間は4年半余りとなっていることから、庁舎建設に必要な計画・設計・工事の期間を考慮しますと、9月市議会での方針決定がタイムリミットとなります。

限られた期間の中で結論を出す必要があることから、市民の代表である議会とともに検討を深めさせていただき、精一杯の説明責任を果たしながら、9月市議会までには、市民の最大公約数となる結論を私の責任において導き出したいと考えております。

ケース

その際、合併協定を尊重し、合併特例債を活用して庁舎を建設するには、現時点において日野川東部で検討可能な場所（直ちに入手可能で、一定規模以上の場所）は、市有地であるケース の場所しかありませんでした。

ケース の位置については、いろいろとご意見もあるかと思いますが、合併協定を遵守するという観点から、日野川東部への移転案を消さないためにもケース を提案したものであり、その点をご理解をいただきたいと思っております。

なお、日野川東部における新たな用地の検討には、用地が確実かつ速やかに入手できること、並びに議会における3分の2以上の同意が確実に担保されることが前提になると考えており、確実かつ速やかに入手できる特定の場所を前提に、6月市議会において3分の2以上の合意形成が決議のような形で担保されるのであれば、事業の執行に当たっての様々なリスクはなお残りますが、日野川東部における他の適地を検討する余地はあると考えております。

6月市議会において、日野川東部で確実かつ速やかに入手できる特定の場所を前提に、3分の2以上の合意形成が決議のような形で行われた場合には、新たな建設用地の取得に向けて、9月市議会を目処に最大限の努力を行ってまいります。

その結果、建設用地が確保されれば、9月市議会に庁舎建設に伴う基本構想策定の予算措置をお願いすることとなります。

この場合は、庁舎の移転により、中心市街地の空洞化に一層の拍車がかかることから、並行して現庁舎跡地の利活用策の検討を開始し、現庁舎の取壊し後

に、直ちに具体的な事業を実施する必要があると考えております。

ケース

次に、ケース については、限られた期間内に方針を決定しなければならないという制約上、ケース の建設候補地が限定されること、合併時と比べると丹南の広域合併や北陸新幹線の県内延伸が進んでいないこと、さらには人口減少社会を迎え、コンパクトシティの推進が求められていることから、現庁舎位置での建替え案として検討に加えることとしたものです。

この場合は、合併協定を覆すことになるため、慎重な議論の積み上げや今立総合支所の再整備など、十分な説明責任と今立地区への配慮が必要であると考えております。

また、検討に際して十分な時間的余裕があれば、本来は合併協定に基づくケース を検討し、その合意形成が図られない場合に初めてケース を検討するというのが筋であります。時間的な制約から、今回は同時に提案したものであります。

従って、まずは6月市議会において、日野川東部への移転について3分の2以上の合意形成が可能なかどうかをご議論いただき、それが困難ということになれば、ケース の現庁舎位置での建替えやケース の建設先送りについて議論することになると考えております。

その結果、ケース について議会の合意形成が図られるのであれば、庁舎建設に伴う基本構想策定の予算措置を9月市議会でお願ひすることとなります。

この場合、ケース は新市建設計画に記載された新庁舎の位置を変更するものであるため、計画の変更を議案として上程しなければなりません。

変更手続きには、県知事との事前協議を経て、議会での議決を要しますので、9月市議会には県との事前協議(案)をお示しする必要があると考えております。

併せて、日野川東部に新庁舎を建設する場合は、合併協定に基づき今立総合支所を廃止しますが、現庁舎跡地に新庁舎を建設する場合は、合併協定に反することから、今立総合支所の再整備について、今立地区の皆様のご意見を伺いながら検討していく必要があると考えております。

今立総合支所の再整備についても、合併特例債を最大限活用するため、この事業を新市建設計画に盛り込むための計画変更が必要であります。

ケース

最後に、合併特例債を活用せず、庁舎建設基金の積立を継続し、将来的に日野川東部へ庁舎を建設するケース の場合には、東日本大震災の発生を受け、現庁舎等の安全確保対策はまったなしの状況にあることから、現庁舎の機能をどのように維持し、安全を確保するのかという基本方針を9月市議会にお示し

したいと考えております。

現在の試算では、現庁舎周辺の公共施設の耐震補強及び大規模改修等に16億円余りの事業費を見込んでおります。

一方、今立総合支所については、現状のまま耐震補強及び大規模改修をした場合、その事業費として4億4千9百万円が見込まれることから、現在の支所機能をどのように維持するのか、費用対効果の観点から周辺施設の利活用も含め、支所機能の代替施設の検討が必要であると考えております。

このような検討の結果を具体化した素案を12月市議会にお示しするとともに、耐震補強及び大規模改修工事に多額の費用を要することが見込まれることから、合併特例債を活用し財政負担を軽減するため、新市建設計画に同事業を盛り込んだ計画変更の議案を上程したいと考えております。

3月市議会では、庁舎機能を維持し安全対策を講ずる施設の耐震化を計画的に進めるため、市有建築物耐震化計画の改定案をお示しし、この計画に基づき順次予算を計上してまいりたいと考えております。

なお、現庁舎等を耐震補強した場合は、大規模改修も行うことから、費用対効果を考えれば20年以上は現庁舎等を活用することになりますので、新庁舎の完成時期は2月21日の全員協議会でお示しした平成40年頃より遅れることとなります。

併せて、庁舎建設までの期間が延びることに応じて、毎年度の庁舎建設基金への積立額も見直す必要があると考えております。

最後に

新庁舎建設については、9月市議会までに、議会において合意形成が図られた場合は、それを尊重しますし、あと1～2ヶ月あれば、議会として合意形成が可能であるならば、10月か11月に臨時市議会で方針を決定するという選択もあると考えております。

しかし、その見通しが立たないのであれば、9月市議会に市長の責任において、一つの案に絞った提案をさせていただきたいと思っております。

なお、新庁舎建設についてより多くの市民のご意見を伺うため、例年は秋以降に実施している各種団体との意見交換会「夢・まちづくりトーク」の開催を前倒しし、7月から始めてまいります。

限られた期間ではございますが、今後とも議会との十分な議論を通じ、議会や市民に対する説明責任を果たしながら、市民の最大公約数となる結論を導き出していきたいと考えておりますので、何とぞご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます、私の説明といたします。